

土地建物の利用状況が変わる時は届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となります。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。

土地の利用状況が変更になったとき

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

(例) 住宅を解体して駐車場などにした
山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

建物を取り壊したとき

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている建物は、法務局で滅失の手続きをしてください。

未登記建物の所有者に変更があったとき

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更については相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

- 提出期限 12月28日(木)
- 提出先 税務徴収課または各支所
提出書類は窓口に備え付けてあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。



市ホームページ

問 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線235

10月は土地月間です

～土地取引の後には届出を!～

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に、届出を行う必要があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 企画政策課 企画政策G ☎52-1111 内線310

ひたまるアプリをご活用ください

スマートフォン向けの市公式情報アプリ「ひたまるアプリ」を配信しています。

ひたまるアプリのここが便利

- ・緊急時の市からののお知らせや、イベント情報、ゴミ収集日などを自動で通知(プッシュ通知)するので、市の最新情報が素早く入手できます。
 - ・市ホームページと連動しているので、助成金やサポート制度、休日当番医など、アイコンをタップするだけで各種サービスへ接続できます。
- ぜひ、ひたまるアプリをダウンロードし、ご活用ください。

明日は可燃ゴミの日

〇〇を開催します

助成金の紹介



知りたい情報が
スマホで完結!



右記二次元コードから
ダウンロードできます。



問 企画政策課 広報戦略G ☎52-1111 内線311

締め切り間近です! 電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金の申請

下記の要件を満たす世帯に、1世帯あたり3万円を給付しています。申請期限を過ぎると支給することができません。まだお手続きをされていない対象世帯の方は、お早めに申請してください。

- 対象 次の要件を両方とも満たす世帯
 - 1 令和5年6月1日時点で世帯全員が、常陸大宮市に住所を有している
 - 2 世帯全員が令和5年度の市民税均等割が非課税

【申請期限:令和5年10月31日まで(当日消印有効)】

対象世帯には、7月までに確認書を送付しています。確認書が届かない場合や紛失された場合は給付金対策室にお問い合わせください。

※対象世帯や支給手続きなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 価格高騰重点支援給付金対策室(社会福祉課)
☎55-9300